



日・ウルグアイ投資協定



背景

- 資源, インフラ, 農業等の分野で高い潜在性を持つウルグアイとの関係強化
- 南米の中でも生活水準が高く, 投資誘致に積極的 (一人当たりGDPは南米第1位)
- 製造業を中心に日系企業の既存投資あり

主な内容

二国間の投資を促進し, 投資家の権利を保護する法的な枠組みを定める。

◆ 投資財産の設立段階(注)・設立後の内国民待遇・最恵国待遇 (第3条・第4条)

(注)「自由化型」の協定は, 設立段階においても内国民待遇・最恵国待遇を与えることを原則としており, このような義務に付する留保を附属書で定めている。

◆ 投資財産に対する公正な待遇・十分な保護 (第5条)

◆ 投資阻害要因となり得る要求(現地調達, 技術移転等)の原則禁止 (第8条)

◆ 正当な補償等を伴わない収用の禁止 (第16条)

◆ 投資受入国・相手国投資家間の紛争解決手続 (第21条)

早期締結の必要性

● 投資環境の透明性, 法的安定性, 予見可能性が向上

➡ 我が国からの投資の更なる保護・促進 【経済界からも強い要望あり】



■ 人口: 341万人 (2013年)

■ 一人当たりGDP: 16,905米ドル (2013年)

■ 在留邦人: 362人 (2013年10月)

■ 進出日系企業: 15社 (2013年10月)

■ 進出分野: 製造業, 農牧業, 液化天然ガス再気化事業等

(参考)

■ ウルグアイは, 米, 加, 豪, 韓, メキシコ, チリ等28箇国と投資協定を締結済み。

■ 2012年12月に交渉を開始し, 2015年1月にモンテビデオにおいて署名。